

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	令和 2年 3月18日	整理番号	0114-0122
1 監査種別	出資団体監査（令和元年度）		
2 監査の対象期間	平成30年度分		
3 監査の実施期間	令和元年10月25日～2年 2月13日		
4 監査結果報告日	令和 2年 3月18日		
5 改善通知受理日	令和 2年 8月28日		
6 監査対象団体・部局	川西能勢口振興開発株式会社		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 出資金の取扱いについて（平成 20 年度指摘事項）

A 改善要望事項

川西能勢口振興開発株式会社（以下「会社」という。）設立時の出資者は、市、阪急電鉄株、能勢電鉄株及び地元三組合（協同組合川西中央商店会、能勢口商業協同組合及び川西中央商業協同組合）の計6団体である。このうち、川西中央商業協同組合については、駅東地区再開発事業の完成等により組合員が減少するなど、組合活動が維持できなくなったとして、組合を解散し、出資金（株券）については会社へ無償譲渡することが平成16年12月の組合全体会議で決議された。この組合決議を受けて、会社が同組合の株券を保管しているものの、名義変更等の変更手続きが行われていなかったため、前回（20年度）監査時に、「当該出資金（株券）の取扱いについて、会社法や税務上の問題等も含めて、早急にその対応を検討し適正な事後処理を行われたい。」と指摘していた。しかしながら、今回監査時においても状況は変わっておらず、会社に当該出資金（株券）が保管されたままであったので、専門家に意見を求めるなどにより、適正に処理されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

川西中央商業協同組合については、駅東地区再開発事業の完成等により組合員が減少するなど、組合活動が維持できなくなったとして、組合を解散し、出資金（株券）については、当社へ無償譲渡することが平成16年12月の組合全体会議で決議され、この組合決議を受けて、当社が同組合の株券を保管しているものの、名義変更等の変更手続きが行われていませんでした。

今後、適正に処理していく必要がありますが、これまでの経過から、当社が自社株として保有することが当時の経過から適当と考えられます。この場合、今後、受

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

贈の同意を明確にするため、専門家の意見を参考にしたうえで、当社取締役会において受贈の意思表示の決議を採り、その後、当該株式の譲渡及び株主名義の変更手続きを行っていく方向で取締役会に諮っていきます。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

2 固定負債（預かり保証金）について

A 改善要望事項

会社は自社ビルを保有し、不動産賃貸借事業を行っており、入居者に対し、不動産賃貸借契約に定める入居保証金を求めている。

入居保証金について、金額を定める基準がなく、入居者によって金額の差異が見受けられた。金額の客観性を確保するためにも、保証金額は賃料の数か月分とするなど明確な基準を設定されたい。

また、退去時には入居保証金の全部又は一部が返還される契約となっており、各入居者に対する返還金の見込額を固定負債の預かり保証金に計上している。30年度末の預かり保証金（返還金）残高971万円に対し、現金・預金残高は583万円であり、入居者が退去する際に資金ショートを起こす恐れがあるため、返還に十分な現金・預金が確保できるよう資金計画を立てられたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

各テナントでは、保証金が賃料の3か月の場合、6か月の場合等となっています。

今後、新たに賃貸借契約書を締結する際には、入居契約書解消申し出時期（6か月）を基準に物件の内容により3か月から6か月の範囲で設定することとし、また、新規契約時の社会経済情勢及びその時の世間相場を考慮し設定していく方向で取締役会に諮っていきます。

当社の経営状況は依然として厳しい状況にあり、また、当社ビルの老朽化によるエレベーター等の修繕費等の確保も必要となってきますが、人件費の抑制、経常経費の節減等に取り組むなど財政基盤の安定化と健全経営に努め、計画的に現金・預金残高の確保を進めます。

なお、仮に賃貸借契約解消による入居者への返還が生じ、資金ショートとなる場合は、金融機関より借入を行い対応することを想定しています。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

3 就業、給与等に関することについて

A 改善要望事項

- ① 嘱託社員の報酬月額積算根拠について
会社の嘱託社員の給料月額を代表取締役決裁により定めているが、金額の明確な基準が存在していなかった。平成16年に採用された市OB職員が直近に勤務していた団体の給料月額を用い、それ以降、同額で推移していたということであるが、給料月額の妥当性について検討されたい。
- ② 割増賃金支給の考え方について
臨時職員3名について、1日の勤務時間が8時間を超える日及び休日勤務日が数日見受けられた。労働基準法に基づき、法定労働時間を超えた場合及び会社の法定休日に出勤した場合は、割増賃金の支給が必要であるため、労働基準監督署に相談し、適切に対応されたい。
- ③ 年次有給休暇の付与について
臨時職員3名について、年次有給休暇が付与されていない事例が見受けられたため、②と同様、労働基準監督署に相談し、適切に対応されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- ① 嘱託社員の報酬月額積算根拠について
嘱託社員の報酬月額については、平成16年時点から同額としており、社員採用時の労働条件として明示のうえ決裁し適用しています。
なお、嘱託社員の就業時間、給与等勤務時間は、令和2年度より国の補助金を活用した中心市街地活性化業務の減による収入の減に伴い、週4日勤務、午前9時から午後5時まで（休憩時間45分）とし、昨年度までの午前9時から午後5時30分までから変更し、月額報酬を183,000円から171,200円に変更しています。
賞与については、元年度までは市嘱託職員に準じ、2年度からは、市一般職員に準じ支給しています。
以上、給料月額については、妥当と考えます。
なお、主な業務内容は、次のとおり当社運営の統括事務を行っています。
 - 1) KSKビルの管理（警備、エレベーター、消防用設備、受水槽保守管理委託業務）、清掃、ワックス掛け（年1回）、ごみ回収委託業務
 - 2) 嘱託社員、臨時職員の雇用・契約事務
 - 3) テナントからの家賃、広告看板掲出料等収納及び給料、賃金、保守管理費の支払い等会計事務、屋外広告物届出事務（2年に1回）
 - 4) 当社株主総会（年1回）、取締役会（年数回）開催事務
 - 5) 壺熟カレー販売（ふるさと納税分含む）及び製造発注業務

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

- 6) 川西市中心市街地活性化協議会との事務委託契約事務
- 7) 国の専門人材活用支援補助金を活用した事業推進業務（令和2年度以降はなし。ただし実施効果測定報告は令和5年度まで必要）
- 8) 協同組合（能勢口商業協同組合・川西中央商店会）の決算事務及び総会の開催事務
- 9) 川西能勢口まつり実行委員会の開催及び夏まつり・冬まつりの実施及び補助金申請、会計事務、
- 10) KSKビル修繕工事（建設から約30年経過し、エレベーター等設備に老朽化がみられる。昨年はビル北面外壁と屋上の塗装及び窓ガラスのシーリング（窓枠固定）工事を、今年は、給水設備（加圧ポンプ2台）、空調機（2台）の取替を行う。）
職員体制は、嘱託社員1名、臨時職員3名（各概ね週3日勤務、うち2名は中心市街地活性化協議会へ専従派遣）

② 割増賃金支給の考え方について

従前、1日実働時間が8時間を超える勤務日がある場合、割増賃金支給が適用できていませんでしたが、当社嘱託社員・臨時職員について、労働基準法に基づき1日8時間（実働時間）を超える場合は、8時間を超えた時間に25/100、深夜10時を超えた場合は、25+25/100の割増賃金を支給し、適切に対応します。

法定休日及び法定休日の割増賃金の支給については、当社嘱託社員・臨時職員の法定休日を土曜日・日曜日・祝日・国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）とし、法定休日の日に勤務した場合は、35/100、深夜10時を超えた場合は、35+25/100の割増賃金を支給し、適切に対応します。

③ 年次有給休暇の付与について

年次有給休暇については、従前、臨時職員に対し付与できていませんでしたが、今後、当社臨時職員について、労働基準法に基づき年次有給休暇を付与します。
以上、平成30年4月1日に遡り適用し支給、付与します。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

4 壺熟咖喱販売事業について

A 改善要望事項

- ① 平成30年度の壺熟咖喱の売上額は、29年度と比べて約25%、ピーク時（25年度）に比べて約50%減少している。

その主な要因は、上位購入者2者への売上高が、25年度のピークに比べて約50%減少しているためである。また、30年度の営業収益（2,109万円）に対する、卸売上・小売の合計額（77万円）が3.7%に留まっていることを見ても、川西特産のいちじくの活用促進が図られているとまではいえない状況である。

当事業の粗利益をみると、約8万円（販売費及び一般管理費含まず）であり、売上も減少傾向であるため、仕入値や販売コスト、損益分岐点分析を踏まえた上で、会社の利益確保の基盤となる事業となるのか検証を行う必要がある。

- ② 卸売上と小売の区分について

卸売上については、販売店等との個別の契約に基づき単価が設定されており、小売は、一般購入者への販売で、500円としている。

しかし、一部において、卸売上と小売の違いが明確でない事例が見受けられたため、区分の整理を行う必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

- ① 川西特産のイチジクを用いた「壺熟咖喱」の販売については、マルシェ等への出店によるPRに努めるとともに、小売店での販売を重視し、改めて小売店へのPRにも取り組んでいきます。

また、今以上の販路の拡大は、当社だけでは困難なことから、行政、商工会、商業団体等と更なる連携を強化し、損益分岐点について検討を行った上で、市内外への積極的な広報宣伝活動の展開等を行う必要があると考えます。

なお、「壺熟咖喱」の令和元年度の売上額は、約607千円で、粗利益は、約22万円（販売費及び一般管理費含まず）となっています。

- ② 壺熟卸売上と壺熟小売の区分について

卸売上においては、販売店が取りに来られる場合、また、製造販売元の場合等により卸売上価格をそれぞれ設定しています。

一方、小売は、上記以外の一般購入者への販売で原則500円としています。

ただし、これまで、一部において、小売と考えられる場合に、卸の単価を適用していた事例があったため、今後、販売店等の販売を業とするものについては、取りに来られる場合、その他の場合のそれぞれの卸売上単価で卸売上に、壺熟咖喱を個人の消費や遣い物に使用されるものについては小売（原則500円）に区分し、処理を行う方向で取締役会に諮っていくこととします。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

5 KSKビルの修繕計画等について

A 改善要望事項

自社ビルであるKSKビルは、築30年以上経過し、老朽化に伴い、雨水侵入防止対策やエレベーター改修などの大規模な修繕を行う必要があるが、中・長期的な修繕計画は作成されていなかった。

不動産の所有者として安全性の確保は非常に重要な課題であるため、修繕計画を作成し、納税も考慮した資金計画を策定して、計画的な修繕の実施に努められたい。

また、中小企業の会計に関する指針において、次の引当金の設定要件を定めており、「①将来の特定の費用又は損失であること。②発生が当期以前の事象に起因していること。③発生の可能性が高いこと。④金額を合理的に見積ることができること。」をいずれも満たす場合、将来の支出に備えた修繕引当金の計上を検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

これまで修繕計画は作成していませんが、今後、会社の経営状況に鑑みながら、計画的な修繕を実施できるよう検討するとともに、修繕引当金の計上についてもあわせて検討します。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

6 会計事務の適正化について（平成20年度指摘事項）

A 改善要望事項

前回（平成20年度）監査時の指摘事項において、損益計算書の科目別計上額が誤っている事例等があったが、今回も以下のとおり、会計事務の不備や、決算報告書（決算額）が誤っている事例が見受けられた。

これは、日常の会計事務において、確認が十分に行われていないことが主な要因であると思われるが、チェック体制の強化を図ることはもとより、期中に会計事務の専門家に確認してもらうなど、会計事務の適正化について検討する必要がある。

① 売上卸上及び売上小売（科目誤り）

売上卸上及び売上小売について、売上小売で計上すべきものを、売上卸上に計上していたことで、決算額の数値に誤りがあった。

誤：売上卸上 正：売上小売

H30.7.23 ふるさと寄付金 A氏 3,000円

H30.11.30 ふるさと寄付金 B氏 6,000円

決算報告書（損益計算書）・元帳・試算表

誤：売上卸上 703,490円 売上小売 72,000円

正：売上卸上 694,490円 売上小売 81,000円

② 元帳及び在庫管理票の日付の不整合

各元帳と在庫管理票を照合したところ、入出荷日と起票日（振替日）が一致していない事例が見受けられた。

・売上卸上

在庫管理票の入出荷日は12.11、元帳の起票日は12.18

・売上小売

在庫管理票の入出荷日は7.9、元帳の起票日は7.18

③ 商品棚卸高の不整合

決算報告書の損益計算書中、期首商品棚卸高（営業費用、売上原価）が、前期（平成29年度）の期末商品棚卸高と不一致となっていた（27年度から不一致）。

④ 販売費及び一般管理費

1 給料手当、通勤費（科目誤り）

嘱託社員の平成30年4月分給与支給時の会計処理について、通勤費58,970円を含んだ額を給料手当に計上していたことで、給料手当、通勤費における決算額の数値も誤っていた。

決算報告書（損益計算書）・元帳・試算表

給料手当 誤： 6,022,145円 正：5,963,175円

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

通勤費 誤： 259,570 円 正： 323,100 円

2 通勤費、通信費（科目誤り）

臨時職員の9月分の通勤費4,560円を、誤って通信費に計上していたことで、両費目の決算額の数値も誤っていた。

決算報告書（損益計算書）・元帳・試算表

通勤費 誤： 259,570 円 正： 323,100 円

通信費 誤： 195,271 円 正： 190,711 円

3 販売促進費（金額等の記帳誤り）

振替伝票（販売促進費）に2,535円と記帳しているが、元帳に誤って2,533円と記帳したことで、決算額の数値も2円少ない額で計上されていた。

決算報告書（損益計算書）・元帳・試算表

販売促進費 誤： 3,898 円 正： 3,900 円

上記事例の振替伝票の日付は平成30年4月4日であるが、元帳の日付は30年4月2日となっており、不一致となっていた。

⑤ 事務用品費（科目の妥当性）

コピー機リース料を事務用品費で執行しているが、「賃借料」が適切である。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

上記① 売上卸売上及び売上小売、② 元帳及び在庫管理票の日付の不整合、④ 販売費及び一般管理費については、担当者、経理責任者の作成・点検ミスにより誤りが生じたことによるものです。今後、振替伝票、元帳等処理の確認、売上卸売台帳との照合、決算修正等について注意するとともに、相互のチェック体制に留意します。

上記③ 商品棚卸高の不整合については、本来、期首商品棚卸高と前期期末商品棚卸高は一致することから、令和元年度決算より一致したものとして処理しています。

上記⑤ 事務用品費については、令和2年度より「賃借料」で処理しています。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

7 契約に関することについて

A 改善要望事項

契約に関することについて、以下の事例が見受けられたため、適正な事務手続きに留意されたい。（事例を抽出して記載している。）

① 家賃収入関係

- 1 家賃の支払い方法について、平成26年1月10日締結の賃貸借契約書第6条において、賃料は「毎月末日までに翌月分を、甲の指定する金融機関へ振込み支払うものとする。」と規定しているが、現金支払いとなっていた（契約書との不整合）。
- 2 家賃（税込45,000円/1ヶ月）が、平成26年4月1日の消費税率改定時（5%→8%）において、見直しされていなかった。
- 3
 - ・不動産賃貸借契約書、変更契約書等における印紙税について、保証金の取り決めがない場合は不課税文書に該当するが、200円分貼付けされていた。
 - ・平成25年4月1日締結の不動産賃貸借契約書第3条において、賃借料等は「毎月末までにその当月分を甲に持参し支払うものとする」とされているが、4月、10月、1月、2月分が1か月程度遅れて支払われていた。
 - ・契約書の規定では持参払いとなっているが口座振込みになっていた（契約書との不整合）。

② 清掃費関係

洗浄ワックスがけの清掃業務請負契約について、契約書第4条に規定している業務完了報告書類が提出されていなかった（契約書との不整合）。

また、同条中、「乙は前条の規定による業務完了報告書（以下省略）」と規定があるが、前条には報告書の規定がなかった。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

① 家賃収入関係

- 1 当初、振込みされていましたが、その後、振込手数料が掛かることから、当社へ相談された際、当社から現金でも良いとの返事を受け、以降、現金を持参され、当社は現金を収受しています。今後、支払方法にかかる契約変更について、相手方と協議します。
- 2 家賃及び水道料が改定できていませんでしたので、今後は適切に対応します。
なお、令和元年10月の消費税率引上げ時（8→10%）には改定を行っています。
- 3 賃貸借契約書について、印紙税法に基づいた処理を行うとともに、規定に基づ

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

き支払いを受けるよう改めます。

② 清掃費関係

洗浄ワックスがけの清掃業務請負契約について、業務完了報告書類の徴取ができていませんでしたが、令和元年度より徴取しています。

また、元年度の契約において、第4条中「前条の規定による」を削除しました。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

8 会社に対する意見①（財政基盤等の課題について）

A 改善要望事項

会社の収益構造をみると、設立当初から不動産賃貸借事業による家賃収入 937 万円（平成 30 年度営業収益の 44.4%）・広告収入 72 万円（同 3.4%）が基本的な収入である。また、川西市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務事業を受託していることにより、30 年度は 707 万円（同 33.5%）の事務委託料収入を計上している。

今後とも継続して収益が見込まれる事業としては、不動産賃貸借事業であるが、家賃収入においては、空室がない状態で推移しており、家賃の値上げ等、契約の見直しを行うことは現実的に難しいため、多額の増収は厳しい状況である。今後のビル設備の老朽化対策による修繕費等を考慮すると、当事業における収支状況は厳しいものと予想される。

設立目的である地元商業の活性化に向けて、継続的に事業展開していくためには、不動産賃貸借事業において、現状の収入を確保するほか、各事業の見直しが必要である。

壱熟咖喱販売事業を見てみると、30 年度の粗利益は約 8 万円（販売費及び一般管理費含まず）であり、売上も減少傾向であるため、仕入値や販売コスト、損益分岐点分析を踏まえた上で、会社の利益確保の基盤となる事業となるのか検証されたい。

また、不動産賃貸借事業、中心市街地活性化事業、商店街活性化事業についても、セグメント毎に分析し、経営のどこに課題があるのかを検証する必要がある。

30 年度末において、現金・預金 583 万円を上回る預かり保証金 971 万円が計上されていることから、保証金返還の際の資金確保の必要があるとともに、ビル設備等の老朽化に伴う多額の修繕費が生じる可能性があるため、更なる財政基盤の安定化と健全経営に取り組む必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

現時点では、K S K ビルの空室が無い状況で、今以上の収入の確保が難しい状況の中で、預かり保証金やエレベーターや空調設備等老朽化に伴う修繕費等の資金確保が必要となってきます。

このような中で、現在、収入確保の状況としては、まず、収入において、広告看板スペースとして南面鉄柱部分に 3 面のうち 2 面に空きがありますが、利用に至っていないことから広告料収入の増を図っていく必要があります。

また、壱熟咖喱の令和元年度の売上額は、約 607 千円で、粗利益は、約 22 万円（販売費及び一般管理費含まず）となっています。

なお、令和 2 年度から営業時間を午前 9 時から午後 5 時まで（現行、午前 9 時から午後 5 時 30 分）と短縮し、人件費等の抑制を行ったところで、今後も経常経費の節減に取り組むなど、財政基盤の安定化と健全経営に努めます。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

9 会社に対する意見②（会社の在り方について）

A 改善要望事項

① 会社の体制について

会社は、代表取締役1名（市副市長兼任）、役員6名のほか、主に会社の管理運営を行っているのは、嘱託社員（週4日勤務）及び臨時職員（週3日勤務）各1名であり、その他の臨時職員2名は、協議会事務局に専従させている。

実質的に、嘱託社員と臨時職員2名のみで会社の管理運営を行っているため、脆弱な体制ともいえる。事実、今回の監査において、会計事務面で複数の指摘事項があったことから、十分な体制とはいえない状況となっている。

② 会社の設立目的について

会社の設立目的である地域商業の活性化を遂行するためには、市の施策と協調し、より効率的・効果的に、継続的な運営に努めていくべきである。

しかし、前述のとおり、会社の管理運営面は十分な体制となっておらず、また、中心市街地活性化事業を主として行っているのは協議会であり、商店街活性化事業においても、地元2商店団体が主となって行う「かわにし能勢口まつり」等の事務補助等を行っているため、会社主体で両事業を実施しているとはいえない。

会社を取巻く環境も、設立当初から変化しており、設立目的と照らしてみても、会社の役割が変わってきているといえる。

以上のことにより、設立目的の達成状況、各事業の収支状況、財政基盤の状況、設立目的に沿った事業を行っているのか、主体的・継続的に設立目的を推進できる経営体制となっているのかを十分検証したうえで、会社の在り方について検討していく必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

① 会社の体制について

指摘のとおり実質的に嘱託社員と臨時職員2名のみで会社の管理運営を行っているため、脆弱な体制ともいえますが、今回の監査において、複数の指摘事項があった会計事務面については、税理士の確認を取るなどのチェック体制の確立を図っていきます。

② 会社の設立目的について

当社は、昭和62年の設立以降、設立主旨に沿った事業を実施しています。

- ・地域商業の活性化に向けた商業関係機関等の意見の調整や、小花滝山線拡幅工事に伴う地元の調整。
- ・イベントなどの商業活性化対策として、地元2商店団体が、8月と12月に藤ノ木さんかく広場をメイン会場として実施する「かわにし能勢口まつり」の開催支援。
- ・中心市街地商業活性化事業においては、TMOとして当社臨時職員2名を協議

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

会事務局に派遣専従するとともに、地域、商業団体、行政との連携強化のためのタウンマネージャー事業。（令和2年度からは、協議会がタウンマネージャーと直接契約に変更）

以上が、主な事業内容であり、設立目的である地元商業の活性化に向けて事業を継続していきますが、財務状況として預かり保証金の資金確保やビル設備等の老朽化に伴う修繕費に加えて、平成30年度末の累積赤字が2,405万円あることから、人件費等の抑制などの経常経費の節減に取り組むとともに、利益確保につながるよう事業内容の見直しを図り、財政基盤の安定化と健全経営に向けた取り組みを進めます。

《様式2-1》出資団体監査（川西能勢口振興開発株式会社）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	令和 2年 3月18日	整理番号	0123
1 監査種別	出資団体監査（令和元年度）		
2 監査の対象期間	平成30年度分		
3 監査の実施期間	令和元年10月25日～2年 2月13日		
4 監査結果報告日	令和 2年 3月18日		
5 改善通知受理日	令和 2年 8月28日		
6 監査対象団体・部局	市民環境部産業振興課（川西能勢口振興開発株式会社分）		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 市に対する意見

A 改善要望事項

出資者である市としては、川西能勢口振興開発株式会社（以下「会社」という。）の経営状況を的確に把握し、設立目的に照らした会社の在り方を検討していく必要がある。会社の財政状況、経営資源などの内的要因を把握・分析するためには、会社評価のもととなる財務諸表が企業会計の基準に基づき適切に作成されていることが前提となる。

しかし、一部、指摘事項で記載したような改善を要する事項が見受けられ、また、前回（平成20年度）監査時の指摘事項が改善されていない事例も見受けられた。市は、会社の経営状況を的確に把握するように努め、出資団体が抱えている課題について、適切な指導・監督を行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

出資者として、財務諸表により会社の財務状況や経営資源を把握し、必要に応じてその内容について聞き取りを行うとともに、指摘いただいた改善を要する事項について、企業会計の基準に基づき適切に作成がされるよう指導・監督していきます。

また会社は、本市の駅前再開発や中心市街地活性化といった施策の推進と相まって、会社の設立目的に沿った事業展開を行っており、重要な役割を担ってきていると考えています。

今後においても、取り巻く環境変化に対応し、事業内容を見直しながら経営を継続していくものと考えておりますが、会社の体制を含めて相談に応じつつ、検討していきます。